

# 1 耐震診断補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

(令和4年4月現在)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
県					○		県が義務付けた路線の沿道建築物 診断 10/10	限度額 ・延べ面積1,000㎡未満の場合は3,570円/㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の場合は2,550,000円+1,020円/㎡	住民負担:残額	建築安全課 045-210-6257(直通)
横浜市	○						自己所有かつ自己居住の住宅 10/10	定額	住民負担:なし	建築防災課 045-671-2943(直通)
	○ 貸家・空 家のみ		○				—	定額	○ 住民負担:10,000円	
		○					2/3	限度額 ・面積が1,000㎡以下:3,670円×(延べ面積) ・面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下:367万円+1,570円× (延べ面積-1,000) ・面積が2,000㎡を超:524万円+1,050円×(延べ面積-2,000)	○ 住民負担:残額	建築防災課 045-671-2928(直通)
				○			多数の者が利用する建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
					○		地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
					○		横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6	限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等 ・面積が1,000㎡以下:3,670円×(延べ面積) ・面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下:367万円+1,570円× (延べ面積-1,000) ・面積が2,000㎡超:524万円+1,050円×(延べ面積-2,000)	○ 住民負担:残額 (国:補助金1/6)	
					○	要緊急安全確認大規模建築物 5/6	限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等 ・面積が1,000㎡以下:3,670円×(延べ面積) ・面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下:367万円+1,570円× (延べ面積-1,000) ・面積が2,000㎡超:524万円+1,050円×(延べ面積-2,000)	○ 住民負担:残額		
川崎市	○		○				10/10	定額	○ 診断士無料派遣	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)
				○			2/3	上限 230万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
					○		川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (木造) 精密診断 11/12 (非木造) 診断 10/10	上限 (木造) 精密診断 6万円/棟 (非木造) なし (限度額:地域防災拠点建築物整備促進事業等)	○ 住民負担:残額	
		○					予備調査 10/10	定額	建築士無料派遣	
		○					耐震診断 2/3	上限 4万円/戸	住民負担:残額	
相模原市	○						10/10	上限 12万円/戸	住民負担:残額	建築・住まい政策課 042-769-8252(直通)
		○					5/6	上限 5万円/戸	住民負担:残額	
				○			6/6	面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡	○ 住民負担:残額	
横須賀市	○						73%	定額 10.05万円/戸	住民負担:37,000円	建築指導課 046-822-8319(直通)
					○ 戸建て 住宅		第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 85%	定額 11.75万円/戸	住民負担:20,000円	
		○					予備診断 2/3	上限 12万円/棟	住民負担:残額	
		○					耐震診断 1/2	上限 3万円/1住戸	住民負担:残額	
平塚市	○						区分1:10/10 (兼用住宅の場合:税抜き全額補助) 区分2:約2/3	定額 延べ面積150㎡以下の場合 ・一戸建て住宅:92,000円/戸(区分2は、62,000円) ・兼用住宅:83,837円/戸 延べ面積150㎡超の場合 ・一戸建て住宅:101,000円/戸(区分2は、68,000円) ・兼用住宅:91,819円/戸	○ ※区分1:居住者等 ※区分2:借家所有者等(空き家 除く) ※兼用住宅及び区分2の場合、 住民負担:残額	建築指導課 0463-21-9731(直通)
		○					上限 予備診断 18万円/棟 耐震診断 4万円/戸(区分所有者が居住するもの に限る)	住民負担:残額		
				○			第1次緊急輸送道路沿道の通行障害建築物 3/4	限度額 ・面積が1,000㎡以下:3,670円×(延べ面積) ・面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下:367万円+1,570円× (延べ面積-1,000) ・面積が2,000㎡超:524万円+1,050円×(延べ面積-2,000)	○ ※所有者負担:残額	
鎌倉市	○						6.7/8.9	定額 6.7万円/戸	住民負担:22,000円	建築指導課 0467-61-3586(直通)
		○					1/2	上限 150万円/棟 面積が1,000㎡未満の場合は上限1,500円/㎡	住民負担:残額	
				○			鎌倉市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 (H28.4から)	面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡	○	

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
藤沢市	○						一般診断、精密診断 1/2 上限 6万円/戸		住民負担:残額	建築指導課 0466-50-3539
		○	○				予備診断 1/2 上限 15万円/棟		住民負担:残額	
		○	○				本診断 1/2 上限 150万円/棟 面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡ で計算される額の1/2		住民負担:残額	
小田原市	○						高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 2/3 高齢者のみかつ市民税非課税世帯上限 9万円/戸 その他世帯上限 6万円/戸	○	住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
			○				木造の長屋・共同住宅 一般診断 2/3 6万円/戸	○	住民負担:残額	
		○					1/2 上限 4万円/戸かつ220万円/棟		住民負担:残額	
					○		実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3 上限 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物については、上限240万円/棟) 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額		住民負担:残額	
茅ヶ崎市	○						高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 73.7% 上限 9.9万円/戸 定額 7.3万円/戸		住民負担:消費税 住民負担:26,000円+消費税	建築指導課 0467-82-1111(代表)
		○					1/2 上限 3万円/戸 (区分所有者が居住するものに限る)		住民負担:残額	
					○		2/3 上限 200万円/棟		住民負担:1/3	
逗子市	○						簡易診断 3/4 一般診断 4/7 簡易診断 上限 1.5万円/戸 一般診断 上限 4万円/戸		住民負担:残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)
					○		2/3 補助限度額 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物)	○	住民負担:残額	
三浦市	○						簡易診断 2/3 一般診断 1/2 簡易診断 上限 2万円/戸 一般診断 上限 2.5万円/戸		住民負担:残額	財産管理課 046-882-1111(代表)
秦野市	○						10/10 上限 8.5万円/戸		住民負担:残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)
		○					1/2 上限 5万円/戸		住民負担:残額	
					○		2/3 上限 床面積1,000㎡まで3,670円/㎡、1,000~2,000㎡まで1,570円/㎡、2,000㎡超1,050円/㎡		所有者負担:残額	
厚木市	○						一般診断 10/10 一般診断 定額 7.5万円/戸	○	住民負担:なし	建築指導課 046-225-2434(直通)
		○					予備診断 1/2 (H26.7~) 上限 15万円/棟		住民負担:残額	
					○		厚木市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 10/10 (R3.4~) 上限 床面積1,000㎡まで3,670円/㎡、1,000~2,000㎡まで1,570円/㎡、2,000㎡超1,050円/㎡ (限度額:地域防災拠点建築物整備促進事業等)		住民負担:残額	
大和市	○						10/10 上限 6.6万円/戸	○(所有者が申請すれば賃貸物件の場合でも補助対象となる)	住民負担:残額	建築指導課 046-260-5425(直通)
			○				在来木造工法・2階建 10/10 上限 6.6万円/戸		住民負担:残額	
		○					予備診断 10/10 上限 20万円/棟		住民負担:残額	
		○			○ マンションのみ		一般 本診断 1/2 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 本診断 2/3 一般 上限 150万円/棟 (面積が1,000㎡未満の場合は1,500円/㎡) 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 上限 200万円/棟 (面積が1,000㎡未満の場合は2,000円/㎡)		住民負担:残額	
				○		大和市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 10/10 (R3.4~) 上限 床面積1,000㎡まで3,670円/㎡、1,000~2,000㎡まで1,570円/㎡、2,000㎡超1,050円/㎡ (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)		住民負担:原則なし		
伊勢原市	○						10/10 上限 10万円/戸		住民負担:残額	建築住宅課 0463-94-4790(直通)
海老名市	○						一般診断 1/2 一般診断 上限 5万円/戸		住民負担:残額	住宅まちづくり課 046-235-9606(直通)
		○					予備診断 2/3 本診断 1/2 上限 20万円/棟 上限 150万円/棟		住民負担:残額	
					○		2/3 上限 200万円/戸		住民負担:残額	

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
座間市	○						1/2 一般診断 上限 5万円/戸		住民負担:残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)
					○		2/3 上限 200万円/戸		住民負担:残額	
		○					1/2 上限 150万円/戸 延べ床面積1,000㎡未満の場合 1,500円/㎡		住民負担:残額	
南足柄市	○						一般診断 1/2 一般診断 上限 3万円/戸		住民負担:残額	都市計画課施設管理班 0465-73-8058
					○ 木造住宅のみ		一般診断 2/3 一般診断 上限 4万円/戸 (神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱にて補助対象と定める建築物(木造住宅のみ))		住民負担:残額	
綾瀬市	○						2/3 上限 4万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-70-5625(直通)
					○		綾瀬市が義務付けた路線の沿道建築物 2/3 上限 200万円/戸		住民負担:残額	
葉山町	○						簡易診断 10/10 一般診断 1/2 簡易診断 定額 3.3万円/戸 一般診断 上限 2.5万円/戸		住民負担:なし 住民負担:残額	都市計画課 046-876-1111(代表)
					○		一般診断 10/10 一般診断 上限 8.8万円/戸		住民負担:なし	
寒川町	○						1/2 上限 5万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
					○		2/3 上限 20万円/棟		住民負担:残額	
大磯町	○						一般 150㎡以下は、70/90、200㎡未満は70/100 上限 7万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
					○		緊急輸送道路沿道の住宅 150㎡以下は80/90、200㎡未満は80/100 上限 8万円/戸		住民負担:残額	
	○						非課税世帯 150㎡以下は85/90、200㎡未満は85/100 上限 8.5万円/戸		住民負担:残額	
二宮町	○						3/4 定額 7.5万円/戸		住民負担:15,000円	都市整備課 0463-71-5956(直通)
中井町	○						2/3 上限 4万円/戸		住民負担:残額	まち整備課 0465-81-3901(直通)
大井町	○						1/2 上限 4万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)
松田町	○						2/3 上限 7万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
山北町	○						3/4 上限 6万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
開成町	○						2/3 上限 5万円/戸		住民負担:残額	街づくり推進課 0465-84-0321(直通)
箱根町	○						10/10 上限 8万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
					○		箱根町が義務付けた路線の沿道建築物 2/3 上限 240万円/棟		住民負担:残額	
真鶴町	○						2/3 定額 2万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-68-1131(代表)
湯河原町	○						一般診断 1/2 一般診断 上限 5万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
愛川町	○						1/2 上限 5万円/戸		住民負担:残額	都市施設課 046-285-2111(代表)
清川村	○						一般診断 3/4 一般診断 上限 7.5万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 046-288-3862(直通)

※) マンション:3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅:小規模アパート等

※) 特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等

※) 沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等

※) 大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)

## 2 耐震改修補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

(令和4年4月現在)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
県					○		県が義務付けた路線の沿道建築物 工事(設計、工事監理含む) 1/3 限度額 51,200円/㎡ (1sの値0.3未満は、56,300円/㎡) (設計、工事監理費含む)		住民負担:残額	建築安全課 045-210-6257(直通)
横浜市	○						— 上限 工事 一般世帯 100万円/棟 非課税世帯 140万円/棟 除却 一般世帯 20万円/棟 非課税世帯 40万円/棟		住民負担:残額 除却のみ空家・賃貸物件も対象(長 屋・共同住宅に関しては令和4年度ま で)	
		○					設計 2/3 工事監理 2/3 工事 一般 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3 上限 設計 (540万円+1,000円/㎡×延べ面積)×2/3 工事監理 なし 工事 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円	○	住民負担:残額 (要安全確認計画記載建築物の場合 は別途国補助金加算:設計1/6、工事 監理1/6、工事1/15) (要緊急安全確認大規模建築物に該 当する場合は別途国補助金加算:設 計1/6、工事監理1/6、工事21.8%) 段階的・部分的な設計・工事に対する 補助有り	建築防災課 045-671-2943(直通)
				○	○		設計 2/3 工事監理 2/3 工事 多数の者が利用する建築物 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3 上限 設計 360万円/棟 (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円)	○	住民負担:残額 段階的な工事に対する補助有り	
						○	横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 2/3 工事監理 2/3 工事 2/3 除却 2/3 上限 設計 360万円/棟 (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円) 除却 2,500㎡未満:1,000万円 2,500㎡以上:2,000万円	○	住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事監理 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:1/15) 除却 残額(国補助金:1/15) 段階的な工事に対する補助有り	建築防災課 045-671-2928(直通)
						○	要緊急安全確認大規模建築物 設計 2/3 工事監理 2/3 工事 1/3 上限 設計 360万円/棟 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円	○	住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事監理 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:21.8%) 段階的な工事に対する補助有り	
川崎市	○		○				(一般世帯) 精密診断・補強計画 4/5(部分改修工事の場合2/3) 工事監理・補強工事 4/5(部分改修工事の場合2/3) (市民税非課税世帯) 精密診断・補強計画 4/5(部分改修工事の場合3/4) 工事監理・補強工事 4/5(部分改修工事の場合3/4) 上限 精密診断・補強計画 15万円/棟 工事監理・補強工事 85万円/棟 ※部分改修工事の場合 60万円/棟 (市民税非課税世帯) 精密診断・補強計画 15万円/棟 工事監理・補強工事 135万円/棟 ※部分改修工事の場合 95万円/棟	○	住民負担:残額 ※部分改修とは住宅の1階部分のみ の上部構造評点を1.0以上又は住宅 の全体の上部構造評点を0.7以上にす る工事をいいます。	
				○	○	(特定建築物・小規模福祉施設等・大規模特定建築物) 設計2/3 工事23% 上限 設計 140万円/棟 工事 1,000万円/棟 (大規模特定建築物) 上限 設計 140万円/棟 工事 4,000万円/棟	○	(特定建築物・小規模福祉施設等) 住民負担:残額 (大規模特定建築物) 住民負担:残額	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)	
					○	川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (木造) 設計 11/12 工事 49/60 除却 49/60 (非木造) 設計 5/6 工事 11/15 除却 11/15 上限 設計 12万円/棟 工事 147万円/棟 除却 108万円/棟 (非木造) 上限 設計 175万円/棟 工事 4400万円/棟 除却 2200万円/棟	○	住民負担:残額		
		○					設計 2/3 工事 15.2% 上限 設計 5万円/戸 工事 30万円/戸		住民負担:残額	
相模原市	○					設計・工事一括申請 1/2 設計 2/3 工事・立会 1/2 上限 設計・工事一括申請 100万円/戸 上限 設計 12万円/戸 上限 工事 80万円/戸 上限 立会費 6万円/戸 高齢者世帯等の割増 上限 25万円/戸※計画・工事一括申 請、工事に加算		住民負担:残額		
		○				設計 2/3 工事・立会 1/3 上限 設計 5万円/戸 上限 工事・立会 60万円/戸 工事費について面積上限あり		住民負担:残額	建築・住まい政策課 042-769-8252(直通)	
					○	相模原市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 5/6 工事 11/15 上限 設計 2/3で350万円/棟と費用の1/6 上限 工事 2/3で2000万円/棟と費用の1/15 工事は用途別の面積上限あり	○	住民負担: 設計 残額 工事 残額		
横須賀市	○					設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2 定額 設計費 6万円/戸 上限 工事費 100万円/戸 定額 監理費 3.2万円/戸		住民負担: 設計費 5.7万円/戸 工事費 残額 監理費 2.9万円/戸	建築指導課 046-822-8319(直通)	
					○ 戸建て 住宅	第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3 定額 設計費 7.7万円/戸 上限 工事費 150万円/戸 定額 監理費 4.1万円/戸		住民負担: 設計費 4万円/戸 工事費 残額 監理費 2万円/戸		
平塚市	○					設計費 1/2 耐震改修工事費 4/5 防火耐震工事費 4/5(区分1のみ) 監理費 4/5 建替除却工事費 1/3(区分1のみ) 限度額 上限 設計費 7万円/戸 ※区分2の場合、3.5万円/戸 上限 耐震改修工事費 90万円/戸(前2年間非課税世帯 120万) ※区分2の場合、45万円/戸 上限 防火耐震工事費 140万円/戸(前2年間非課税世帯 170万) 上限 監理費 4万円/戸(前2年間非課税世帯6 万) ※区分2(耐震改修工事)の場合、2万円/戸 上限 建替除却工事費 36万円/戸(前2年間非課税世帯 50万)	○ (区分2)	※区分1:居住者等 ※区分2:借家所有者等(空き家除く) ※住民負担:残額	建築指導課 0463-21-9731(直通)	
					○	第1次緊急輸送道路沿道の通行障害建築物 設計7/16 工事7/20 限度額 51,200円/㎡(1sの値0.3未満は、56,300円/㎡) ただし、マンションの場合は 50,200円/㎡(1sの値0.3未満は、55,200円/㎡) (設計、工事監理費含む)		※住民負担:残額		
鎌倉市	○					1/2 上限 100万円/戸(一般世帯) 上限 120万円/戸(低所得者世帯等)		住民負担:残額	建築指導課 0467-61-3586(直通)	
					○	1/2 上限 100万円/棟 木造建築物のみ 除却費用に対する補助を含む		住民負担:残額		



	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)	
藤沢市	○						1/2 上限 90万円/戸		耐震診断時の自己負担分も併せて還元 【還元金額上限:6万円/戸(市の診断補 助事業を利用したものに限り)】	建築指導課 0466-50-3539	
		○	○				設計費 1/2 工事費 23.0% (津波浸水想定区域内の津波避難ビルの場合) 設計費 2/3 工事費 1/2		住民負担:残額		
					○		藤沢市が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 5/6 工事費 11/15 除却費 11/15		住民負担:残額		
小田原市	○						設計費・監理費 2/3 工事費 1/2 除却費 1/2		段階的な耐震改修(令和4年度から新設)の場合:初回実施時 の上限は、10万円/戸。2回目実施時の上限は、初回実施時 の補助金額と15万円との差額/戸 上限 工事費 85万円/戸 段階的な耐震改修(令和4年度から新設)の場合:初回実施時 の上限は、10万円/戸。2回目実施時の上限は、初回実施時 の補助金額と15万円との差額/戸 上限 除却費 45万円/戸	住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
		○					設計費 1/2 工事費 11.5%		住民負担:残額		
					○		設計費 実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3 工事費 実際に係る費用の11.5%		上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援 補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送 道路沿道建築物については、上限240万円/棟) 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡、 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援 補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送 道路沿道建築物については、上限1,000万円/棟)	住民負担:残額	
					○	○	設計費 1/2 工事費 11.5%		上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県緊急安全確認大規模建築物等耐震化 支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急 安全確認大規模建築物は、上限240万円/棟) 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県緊急安全確認大規模建築物等耐震化 支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急 安全確認大規模建築物は、上限1,000万円/棟)	住民負担:残額	
茅ヶ崎市	○						1/2 上限 50万円/戸		高齢者等は割増20万あり	建築指導課 0467-82-1111(代表)	
逗子市	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)	
三浦市	○						1/2 上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 30万円/戸 上限 監理費 2.5万円/戸		住民負担:残額	財産管理課 046-882-1111(代表)	
秦野市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2		上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 75万円/戸 上限 監理費 3万円/戸	住民負担:残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)
		○					設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2		上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 3万円/戸	住民負担:残額	
厚木市	○						設計費 2/3 監理費 2/3 工事費 2/3		○ 住民負担:残額	建築指導課 046-225-2434(直通)	
					○		厚木市が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 5/6 工事費(工事監理費を含む) 11/15		○ (所有者の 申請に限る) 住民負担:残額		
大和市	○						設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5		○(所有者 が申請す れば賃貸 物件の場 合でも補 助対象と なる) 住民負担:残額	建築指導課 046-260-5425(直通)	
			○				設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5		住民負担:残額		
					○		大和市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 10/10 (R3.4~)		設計 住民負担:原則なし		
伊勢原市	○				○		緊急輸送道路等に接するもの 2/3 その他 1/2		緊急輸送道路等に接するもの 上限 100万円/戸 その他 上限 50万円/戸	住民負担:残額 除却工事に対する補助制度あり	建築住宅課 0463-94-4790(直通)
海老名市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2 除却費 1/2		上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 90万円/戸 上限 監理費 3万円/戸 上限 除却費 最大50万円 基本額30万円+加算額各10万円 加算要件①非課税世帯の場合 ②空き家の場合	住民負担:残額	住宅まちづくり課 046-235-9606(直通)
座間市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 立会費 1/2		上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 収入額により割増20万/戸 市内施工者割増20万/戸 上限 立会費 3万円/戸	住民負担:残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)
南足柄市	○						1/2		上限 40万円/戸	住民負担:残額	都市計画課施設管理組 0465-73-8058
					○ 木造住宅 のみ		2/3		上限 53.2万円/戸 (神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱にて 補助対象と定める建築物(木造住宅のみ))	住民負担:残額	
綾瀬市	○						設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3		上限 設計費 8万円/戸 上限 工事費 100万円/戸 上限 監理費 6万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 0467-70-5625(直通)
葉山町	○						1/2		上限 設計費 6万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 1.5万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 046-876-1111(代表)
寒川町	○						1/2		上限 50万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
大磯町	○						1/2 上限 設計 10万円/戸 上限 工事 50万円/戸 上限 監理 5万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
二宮町	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額 ※町内登録事業者が施工した場合は、補助上限を最大70万円に拡充	都市整備課 0463-71-5956(直通)
中井町	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額 但し、下記の上乗せ補助制度あり ①町内業者施工の場合、補助上限を最大70万円に拡充 ②耐震改修工事と同時に住宅リフォーム工事を行った場合、リフォームに要した経費の1/2(上限30万円)を補助	まち整備課 0465-81-3901(直通)
大井町	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)
松田町	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
山北町	○						1/2 上限 60万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
開成町	○						1/2 上限 60万円/戸		住民負担:残額	街づくり推進課 0465-84-0321(直通)
箱根町	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
						○	要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 工事(設計含む) 28.5%	限度額 21,000円/㎡	住民負担:残額 (国補助金21.8%)	
						○	箱根町が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 2/3 改修費 1/2	設計費上限 240万円/戸(棟) 改修費上限 1,000万円/戸(棟)	住民負担:残額	
湯河原町	○						補強設計費 1/2 改修工事費 1/2 現場監理費 1/2 上限 10万円/戸 上限 30万円/戸 上限 5万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
						○	要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 工事(設計含む) 28.5%	限度額 27,000円/㎡	住民負担:残額	
愛川町	○						1/2 上限 7万円/戸(設計)上限 50万円/戸(工事) 4万円/戸(監理)		住民負担:残額	都市施設課 046-285-2111(代表)
清川村	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 046-288-1211(代表)

※) マンション: 3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅: 小規模アパート等

※) 特定建築物: 多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等

※) 沿道建築物: 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等

※) 大規模建築物: 多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)